

## はじめに

本審議会は、男女平等参画社会の実現を阻害し、深刻な社会的な問題である配偶者間の暴力に関する諸課題を解決するため、平成 15 年 3 月から「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」を調査・審議事項として、以下の認識のもとに検討を進めてきた。

ここ数年で、「児童虐待の防止等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「配偶者暴力防止法」という。)等、家族や親密な関係性を有する者の間の暴力などに関する法律が次々に制定され、従来、法が入りにくかったところに社会が介入し始めた。それとともに、関連する様々な制度も整備されてきた。

家庭という私的な生活の場で行われる配偶者暴力は、「外から見えにくく、その密室性ゆえになかなか実態が明らかにされない」という特徴を有している。しかし、配偶者暴力防止法の施行が暴力の状況を顕在化させ、その深刻な状況に社会が注目し始めた。

配偶者暴力への社会的認識が高まったことで、配偶者暴力相談支援センター等に寄せられる相談件数は急激に増加している。

そのため、被害者、加害者、子どもを含めた暴力の実態や支援の状況など多角的専門的見地から把握・分析を行い、現状と課題を明らかにしたうえで、配偶者暴力防止法で規定された地方自治体の責務として、都における配偶者暴力防止対策についての今後の施策の方向性、具体策を検討する必要があるとの認識に至った。

これらの考えから審議会に専門部会を設置し、実際に被害者支援、加害者対策、研究等に取り組んでいる方々からの意見聴取や関連施設の視察を行い、現状に関する認識を深めた。また、配偶者暴力防止法施行後の被害の実態と支援の現状を都において調査した「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」\*及び各種調査結果等を参考に、行政や専門分野の枠を越えて、幅広い観点から分析、検討を重ねた。

この中間報告は、現状及び課題について整理し、対策の方向性を示したものである。今後は、広く都民及び関係者の方々から意見を伺い、検討を加え、具体的な提言として都へ最終報告を行う予定である。

---

\*：「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」(平成 16 年 1 月)東京都生活文化局  
本調査では、以下の 5 種類の調査を実施している。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談内容調査、 配偶者等暴力被害体験者面接調査、  
配偶者等暴力被害者支援関係機関アンケート調査、 配偶者等暴力被害者支援関係機関ヒアリング調査、  
配偶者暴力問題に関する区市町村施策調査